

シャルレ コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

第1条 (基本方針)《原則3-1-(i), 3-1-(ii)》

当社は、「基本理念」及び「わたしたちの誓い」に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。

<基本理念>

人はみな豊かでなければならない
我々に関係ある人はみな
どうしても豊かでなければならない

<わたしたちの誓い>

女性を元気にする日本一のグループへ

わたしたちは

シャルレらしい「もの」
わくわく、笑顔になれる「こと」
生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」に
こだわり続けます。
そして、女性と共に生き
地域や社会の発展に貢献していきます。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条 (株主の権利及び平等性の確保)

1. 当社は、株主の権利を尊重し、その実質的な確保に努めるとともに、株主間の実質的な平等性が確保されるよう適時・適切に情報提供を行う。
2. 当社は、株主総会を開催する基準日において、株主名簿に記載された株主が議決権を有し、議決権を行使することを原則とする。但し、信託銀行等の名義で株式を有する実質株主である機関投資家等が、あらかじめ株主総会日までに出席の申し出があり、かつ所定の提出書面をもって、実質株主であることが証明及び確認できた場合は、傍聴者として入場を認めることとする。

第3条 (株主総会)

1. 当社は、株主総会が株主によって構成される最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であることを認識する。
2. 当社は、より多くの株主が株主総会に出席できるように、株主総会の開催場所及び開催日時を設定する。

3. 当社は、株主が株主総会の議案の内容を十分に検討し、議決権を行使することができるように、株主総会招集通知を早期に発送するよう努める。

第4条 (政策保有株式)《原則1-4》

1. 当社は、将来的に資本・業務提携や事業の維持・拡大において、当社の中長期的な事業運営の発展に資すると判断される場合に限り、取締役会にて、政策保有株式の保有意義、便益やリスクといった経済合理性等、当社にとって企業価値の向上に資するものであるかを精査・検証・審議した上で、政策保有株式を保有することとする。
2. 政策保有株式を保有する場合は、その保有株式に係る議決権行使については、議案毎に精査した上で、対象会社の中長期的な企業価値の向上、また株主価値の向上に資するか否かを総合的に判断し、適切に行行使する。

第5条 (関連当事者間の取引)《原則1-7》

取締役、執行役員や主要株主等との取引(関連当事者取引)については、事前に取り締り会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視する。

第3章 情報開示の充実及び透明性の確保

第6条 (情報開示)

当社は、株主が適切な判断を行うことに資する情報については、迅速かつ適切に開示し、透明性を確保する。

第4章 ステークホルダーとの適切な協働

第7条 (行動準則)

当社は、法律を遵守することはもとより、企業としての正しいあり方(企業倫理)を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、企業ブランド価値をさらに高めることを目指します。

1. 良き企業市民として、人権を尊重し、事業活動を通じて、社会に貢献します。
2. すべての法令及びルールへの遵守と倫理を尊重し、自由、公正、透明な市場競争に基づく適法、適正な取引を行います。
3. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは永遠に関与しません。
4. 環境問題への取り組み、配慮を経営の重点課題として認識し、企業活動の全領域で環境との共生に努めます。
5. 生活者の心に響く価値ある商品、サービスを提供するために、商品の開発、販売にあたっては、高い安全性と品質を確保します。
6. 株主をはじめ広く社会に適時適切に情報開示を行い、経営の透明性と健全性を確保します。
7. 従業員等個人の人格、個性、生活を尊重するとともに 従業員等が意欲をもって、その能力を発揮できるよう企業環境づくりに努めます。

第 8 条 (サステナビリティ)

当社は、企業市民として社会貢献活動を通じて、社会の発展に寄与し、地域社会への協力等を継続的に実施し、企業市民としての役割を果たすことに努め、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組む。

第 9 条 (内部通報制度)

当社は、内部通報に関するコンプライアンス規程を策定し、「ホットライン窓口」を社外及び社内に設け、内部通報制度を整備するとともに、取締役会が、内部通報制度の運用状況に対して適切に監督を行う。当社は、通報者が適切に保護されるように内部通報に関する社内規程を整備する。

第 10 条 (アセットオーナー) 《原則 2-6》

当社は、企業年金の積立金の運用に関して、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう受益者の将来のために、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、健全な年金資産運用ができる体制に取り組む。

第 5 章 諮問委員会

第 11 条 (指名委員会の役割)

1. 当社は、役員人事における審議プロセスの透明性と客観性を高めるために取締役会の諮問委員会として指名委員会を設置し、取締役会は、指名委員会の答申内容を尊重する。
2. 指名委員会は、取締役、役付取締役及び監査役並びに執行役員の選任・解任等に関する事項について協議し、その結果を取締役に答申する。

第 12 条 (指名委員会の構成)

指名委員会は、取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数は社外役員とし、指名委員会の委員長は、社外取締役が務める。

第 13 条 (報酬委員会の役割)

1. 当社は、報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるために取締役会の諮問委員会として報酬委員会を設置し、取締役会は、報酬委員会の答申内容を尊重する。
2. 報酬委員会は、取締役、役付取締役及び執行役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）に関する事項について協議し、その結果を取締役に答申する。

第 14 条 (報酬委員会の構成)

報酬委員会は、取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数は社外役員とし、報酬委員会の委員長は、社外取締役が務める。

第6章 取締役会・取締役等の責務等

第15条 (取締役会の役割等)

取締役会は、株主からの委託の趣旨を十分に理解し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、迅速かつ果断な業務執行を行い、実効的な監督を行う。

第16条 (取締役会の業務の範囲)《原則4-1-1》

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を審議・決議するとともに、取締役・執行役員から業務執行の報告を受け、取締役・執行役員の業務執行を監督する。

第17条 (取締役の人数等)《原則4-11-1》

1. 取締役の人数は、定款で定める10名以内とし、事業規模や経営状況に応じて適切な人数とする。
2. 当社は、取締役会の構成について、取締役会における議論がより充実したものとすべく、国籍や人種、性別にとらわれず、知識、経験、能力の多様性及びバランスに配慮する。

第18条 (取締役の役割)

取締役は、株主からの委託の趣旨を十分に理解し、職務執行に際して必要な情報を自発的に収集し、取締役会の議論において積極的に意見を述べ、その職務を適切に遂行する。

第19条 (取締役候補者の指名方針、指名基準、選任手続)《原則3-1-(iv)・(v), 4-11-1》

1. 取締役候補者の指名に当たっては、指名委員会が取締役会から諮問を受け、別紙1「取締役候補者の方針及び選解任基準」に基づき審議し、取締役会に答申する。
2. 取締役会は、指名委員会からの答申に基づいて取締役候補者を決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出する。

第20条 (取締役の解任基準、解任手続)《原則3-1-(iv)・(v)》

1. 取締役の解任に当たっては、指名委員会が取締役会から諮問を受け、指名委員会から解任基準に該当すると答申があった場合、又は他の取締役から解任基準に該当する旨の提案があった場合には、取締役会にて審議を行う。
2. 取締役会において解任基準に該当すると判断したときは、取締役会は、取締役の解任に関する議案を株主総会に提出する。

第21条 (役員の兼任)《原則4-11-2》

役員が、他の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめ、当社の役員

としての役割・責務を適切に果たさなければならない。

第 22 条 （独立社外役員の独立性判断基準）《原則 4-9》

独立社外役員は、別紙 2 「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たす人物でなければならない。

第 23 条 （代表取締役の選定基準）《原則 3-1-(iv)・(v)》

1. 代表取締役の選定に当たっては、指名委員会が取締役会から諮問を受け、これまでの実績、能力及び経験等の評価を総合的に勘案、審議し、取締役会に答申する。
2. 取締役会は、指名委員会からの答申に基づいて代表取締役の選定を決定する。

第 24 条 （代表取締役の解職基準）《原則 3-1-(iv)・(v)》

1. 代表取締役の解職に当たっては、他の取締役から解職基準に該当する旨の提案があった場合には、取締役会にて審議を行う。
2. 取締役会において解職基準に該当すると判断したときは、取締役会は、代表取締役の解職を決定する。

第 25 条 （取締役会の評価等）《原則 4-11-3》

取締役は、毎年、取締役会全体の実効性及び自らの業務執行について分析・評価を行い、その結果を取締役会に提出する。取締役会は、当該結果に基づいて取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その概要を開示する。

第 26 条 （執行役員の役割）

執行役員は、取締役会における迅速な意思決定と監督、業務執行との適切な分担を実現するため、通常の業務執行の範囲に属する取締役会規則に定める事項については執行役員に委任する。

第 27 条 （執行役員の指名方針、選任基準、選任・選定手続）《原則 3-1-(iv)・(v)》

1. 執行役員の選任に当たっては、指名委員会が取締役会から諮問を受け、別紙 1 「執行役員の選解任基準」に基づき審議し、取締役会に答申する。
2. 取締役会は、指名委員会からの答申に基づいて執行役員の選任を決定する。
3. 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員の選定については、指名委員会からの答申に基づき取締役会で審議して選定する。

第 28 条 （執行役員の解任基準、解任・解職手続）《原則 3-1-(iv)・(v)》

1. 執行役員の解任に当たっては、指名委員会から解任基準に該当するとの答申があった場合は、取締役会にて審議を行う。
2. 取締役会において解任基準に該当すると判断したときは、取締役会は、執行役員の解任を決定する。

3. 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員の解職については、指名委員会からの答申に基づき取締役会で審議して解職する。

第7章 監査役会・監査役の責務等

第29条 (監査役会の役割等)

監査役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を行う。

第30条 (監査役会の業務範囲)

監査役会は、内部監査部門及び外部会計監査人と連携し、業務監査及び会計監査を行う。

第31条 (監査役の人数等)

1. 監査役は、定款で定める5名以内とし、そのうちの過半数は独立性判断基準を満たす独立社外監査役とする。
2. 監査役のうち、1名以上は財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

第32条 (監査役候補者の指名方針、指名基準、選任手続)《原則3-1-(iv)・(v)》

1. 監査役候補者の指名に当たっては、指名委員会が取締役会から諮問を受け、別紙1「監査役候補者の選解任基準」に基づき審議し、取締役会に答申する。
2. 取締役会は、指名委員会からの答申に基づいて監査役候補者を決定し、監査役会の同意を得た後、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出する。

第33条 (監査役の解任基準、解任手続)《原則3-1-(iv)・(v)》

1. 監査役の解任に当たっては、指名委員会から解任基準に該当すると答申があった場合は、取締役会にて審議を行う。
2. 取締役会において解任基準に該当すると判断したときは、取締役会は、監査役の解任に関する議案を株主総会に提出する。

第34条 (監査役の役割)

監査役は、株主からの委託の趣旨を十分に理解し、監査に必要な情報を自発的に収集し、取締役会の議論において適切・積極的に意見を述べ、その職務を適切に遂行する。

第8章 役員報酬

第35条 (取締役の報酬等)《原則3-1-(iii)》

1. 取締役(使用人兼務取締役除く)の報酬等は、固定報酬と変動報酬で構成する。
2. 前事業年度の業績及びその職位に応じた個別の計画目標状況等の評価を勘案し、報酬委員会からの答申を経て、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定する。
3. 社外取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、業績とは連動せず、固定報酬のみ

によって構成され、報酬委員会からの答申を経て、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定する。

第 36 条 （使用人兼務取締役の報酬等）《原則 3-1-(iii)》

使用人兼務取締役の報酬等は、給与規程に従って計算した従業員給与に、報酬委員会からの答申を経て、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定する。

第 37 条 （監査役の報酬等）《原則 3-1-(iii)》

監査役の報酬等は、役割と独立性の観点から、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成され、報酬委員会からの答申を経て、報酬規程の定める範囲内で監査役会の協議において決定する。

第 9 章 取締役等のサポート体制

第 38 条 （取締役等に対する情報提供等）

1. 取締役及び監査役は、必要があるときはいつでも、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。
2. 取締役及び監査役は、必要があるときはいつでも、会社の費用において外部の専門家の助言を求めることができる。
3. 当社は、取締役会における議論が充実したものとなるよう、取締役及び監査役に対して、議題及び議案に関する資料を取締役会の会日の 3 日前までに配布する。

第 39 条 （取締役等の研鑽・研修）《原則 4-14-2》

当社は、次の方針に基づき、取締役及び監査役に対して、必要な研鑽及び研修の機会を当社の費用負担において提供する。

1. 常勤取締役、常勤監査役の研鑽及び研修

新任としての就任時に、コーポレートガバナンスを含め、上場企業の役員として必要な知識を習得するための研修を実施する。

就任後も、経営者や弁護士等の外部専門家を招き、経営やコンプライアンス等に関する研修を継続的に実施するとともに、常勤取締役、常勤監査役個々の役割・責務を果たすために必要な知識の習得を目指し、その役割に適合した外部機関等の研修を実施、支援する。

2. 社外取締役、社外監査役の研鑽及び研修

新任としての就任時に、当社の事業概要、計画等に関する説明を実施する。

就任後も、当社の事業、計画等に関する理解を深めることができるよう、継続的に各事業の責任者からの説明、現場視察等を実施し、社外役員としての役割・責務を果たすに当たっての必要な知識の習得を支援する。

第 10 章 株主との対話

第 40 条 (株主との建設的な対話に関する方針)《原則 5-1》

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に則って、体制整備と取組みに努める。

1. 当社は、執行役員のうち 1 名を I R 担当執行役員に指定する。
2. 当社は、経営企画部に I R 担当窓口を設置し、その業務に当たらせる。経営企画部は株主総会や財務等の各担当部署と連携し、株主との建設的な対話を促進させるための体制を整備する。
3. 当社は、株主との建設的な対話の手段として、事業報告書やホームページ等による積極的な情報開示の充実を図る。
4. 株主との対話により得られた意見等は、I R 担当部署又は I R 担当執行役員から取締役会に適時・適切に報告する。
5. 当社は、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、株主との対話において、未公表の重要事実が含まれないよう十分留意する。

以 上

1. 取締役候補者の指名方針及び選解任基準

取締役候補者を選任する際は、性別、年齢、国籍、知識、経験及び能力等を十分に考慮の上、以下の基準を設定し、株主からの経営の付託に応え、その職務の責任を持つことができる適任者を取締役候補者として指名する。

- (1) 取締役として人望・見識を有し、心身ともに健康であること
- (2) 取締役の職務を行うに当たり、知見及び経験を有していること
- (3) コンプライアンス及びリスク管理に関する知識や経験があること
- (4) 当社の事業を理解し、熱意・意欲を有していること
- (5) 戦略的な思考能力を有し、全社的観点から、経営判断能力及び業務執行能力に優れていること
- (6) 職務の遂行を通じて、当社の企業価値の向上を果たす能力を有していること
- (7) 社外取締役候補者については、経営者として豊富な経験を有すること、若しくは、法律、会計、財務等の職業的専門家としての実績と見識を有すること
- (8) 社外取締役候補者については、独立性判断基準を満たすこと
- (9) 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

2. 監査役候補者の指名方針及び選解任基準

監査役候補者を選任する際は、企業経営における監査並びに監査役の機能の重要性と候補者の人望・見識等を十分考慮の上、以下の基準を設定し、その職務の責任を持つことができる適任者を、監査役会の同意を得た上で監査役候補者として指名する。

- (1) 監査役として人望・見識を有し、心身ともに健康であること
- (2) 監査役の職務を行うに当たり、全社的な視点を有し、知見及び経験から、客観的に監視する能力を有していること
- (3) 先見性・洞察力に優れ、全社的な見地で積極的に自ら意見を具申することができること
- (4) 自らの資質向上に努める意欲が旺盛であること
- (5) 社外監査役候補者については、独立性判断基準を満たすこと
- (6) 会社法第 335 条で準用する同法第 331 条第 1 項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

3. 執行役員の指名方針及び選解任基準

執行役員は、性別、年齢、国籍、知識、経験及び能力等を十分に考慮の上、以下の基準を設定し、その職務の責任を持つことができる適任者を指名する。

- (1) 執行役員として人望・見識を有し、心身ともに健康であること
- (2) 執行役員の職務を行うに当たり、知見及び経験を有していること
- (3) コンプライアンス及びリスク管理に関する知識や経験があること
- (4) 当社の事業を理解し、熱意・意欲を有していること
- (5) 戦略的な思考能力を有し、全社的観点から、経営判断能力及び業務執行能力に優れていること
- (6) 職務の遂行を通じて、当社の企業価値の向上を果たす能力を有していること

以 上

「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」

当社は、会社法に定める社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）の要件を満たすとともに、以下に定める基準を満たす者を、独立性を有した社外役員の候補者として選定します。

1. 当社及び当社子会社（以下「当社等」という。）の業務執行取締役等でないこと

- ① 当社等の業務執行取締役、執行役又は執行役員その他の使用人（以下「業務執行取締役等」と総称する。）でないこと。または、その就任の前10年間（但し、その就任の前10年間内のいずれかの時において、当社等の非業務執行取締役等、監査役であった者は、それらの役職への就任前の前10年間）において、当社等の業務執行取締役等であった者でないこと。
- ② 当社等の業務執行取締役等の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

2. 当社の主要株主の関係者でないこと

- ① 当社の主要株主（議決権保有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員その他の使用人でないこと。また、その就任の前5年間において当社の主要株主又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員その他の使用人であった者でないこと。
- ② 当社の主要株主又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。
- ③ 当社が主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人でないこと。また、その就任の前5年間において、当社が主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人であった者でないこと。
- ④ 当社が主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

3. 当社等の主要な取引先等でないこと

- ① 当社等を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社等から受けた者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等でないこと。また、直近事業年度及びそれに先行する4事業年度のいずれかにおいて、当社等を主要な取引先としていた者（その者の

直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社等から受けていた者。以下同じ。)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等でないこと。

- ② 当社等を主要な取引先とする者(個人)の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又は、当社等を主要な取引先とする会社の業務執行取締役等の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。また、直近事業年度及びそれに先行する4事業年度のいずれかにおいて、当社等を主要な取引先としていた者又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。
- ③ 当社等の主要な取引先である者(当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者。以下同じ。)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等でないこと。また、直近事業年度及びそれに先行する4事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先であった者(当社に対して、当社の対象事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。)又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等でないこと。
- ④ 当社等の主要な取引先である者(個人)の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族、又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。また、直近事業年度及びそれに先行する4事業年度のいずれかにおいて、当社等の主要な取引先であった者又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役等の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

4. 当社等からの取締役又は監査役の受入先の関係者でないこと

- ① 当社等から取締役又は監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員その他の使用人でないこと。
- ② 当社等から取締役又は監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

5. 当社等とその他の利害関係(専門的サービス提供者)を有するものでないこと

- ① 寄付又は助成を受けている組織の理事又はその他の業務執行者

当社等から一定額(過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者(当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。)でないこと。

また、当社等から一定額(過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者(当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。)

の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

② 大口債権者等

当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者」という。）又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員でなく、かつ、その就任の前5年間に於いて当社の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員であった者でないこと。

また、当社の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でなく、かつ、その就任の前5年間に於いて、当社の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員その他の使用人であった者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

③ 会計監査人等

当社等の会計監査人又は会計参与である公認会計士、税理士、監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー若しくは従業員でなく、かつ、その就任の前5年間に於いて、当社等の会計監査人又は会計参与である公認会計士、税理士、監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー若しくは従業員であって、当社等の監査業務（但し、補助的関与は除く。）を実際に担当していた者でないこと。

また、当社等の会計監査人又は会計参与である公認会計士、税理士、監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー若しくは従業員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でなく、かつ、その就任の前5年間に於いて、当社等の会計監査人又は会計参与であった公認会計士、税理士、監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー若しくは従業員であって、当社等の監査業務（但し、補助的関与は除く。）を実際に担当していた者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

④ 弁護士その他のコンサルタント等

弁護士又はコンサルタント等であって、当社等から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上）を超える委託料その他の財産上の利益を得ている者でないこと。

また、弁護士又はコンサルタント等であって、当社等から、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える委託料その他の財産上の利益を得ている者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族でないこと。

以 上